

イーストとくしま観光推進機構
WEBプロモーション業務 公募要領

1 業務名

イーストとくしま観光推進機構（以下、「機構」という。）WEBプロモーション業務

2 目的

徳島県東部圏域15市町村が有する「食」「名所」「自然」「歴史・文化」「アクティビティ」などの観光資源を、オリジナリティ溢れる魅力的な写真や動画等を活用し、機構ホームページ及びSNS等（Instagram、X、Facebook）を用いて国内外へ配信するとともに、Google マップへの登録を推進することで、多様化する旅行者のニーズに対応した情報発信による観光誘客を図る。

また、配信した情報へのリアクション等を分析し、マーケティングに役立てることで、新たな観光コンテンツの発掘等につなげるほか、配信・分析したデータを基に、広域連携DMOや旅行業者等への情報提供を行うための資料としてとりまとめる。

3 業務の内容

別添仕様書のとおりとする。

4 参加資格要件

プロポーザルに参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) WEBプロモーション業務について豊富な経験、実績を持つこと。
- (2) 本業務について十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。
- (3) 本業務の実施にあたり機構や関係者との打ち合わせ等に適切に対応できること。
- (4) 役員に、次の①又は②のいずれかに該当する者がいないこと。
 - ① 破産者で復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 次の①から③までのいずれかに該当する者でないこと。
 - ① 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（同法に基づき再生手続開始の申立てをされた者で、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）
 - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。）がなされている者（同法に基づき更生手続開始の申立てをされた者で、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）

- ③ 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者（同法附則第3条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる破産事件に係るものを含む。）
- （6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。
- （7） 特定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とした法人、公序良俗に反する等適当でないと認められる者ではないこと。
- （8） 徳島県暴力団排除条例（平成22年徳島県条例第40号）第6条に規定する排除の対象となっていないこと。
- （9） コンソーシアムにより応募する場合、コンソーシアムの代表者は（1）から（8）の全ての要件を、代表者以外の団体は（1）を除く全ての要件を満たしていること。

5 企画提案参加の手続き等

- （1） 提出件数
1 団体が提出できる件数は、1 件とする。
- （2） 提出書類
 - ① 企画提案参加申込書（様式1）
 - ② 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式2、コンソーシアムの場合は全構成員のもの）
 - ③ 構成員との役割分担を定めた協定書（コンソーシアムの場合のみ）
- （3） 提出方法
各1部を電子メールで提出すること。
- （4） 提出期限
令和7年4月24日（木）17時必着

6 企画提案書等の提出

- （1） 提出書類
 - ① WEB プロモーション業務に係る企画提案書（様式3）
 - ② プレゼンテーション用資料（A4版、自由様式、「9 選定方法等」で示す審査の観点を反映した内容とし、ページ番号を付しておくこと。）
 - ③ 履歴事項全部証明書（提出日において発行日から30日以内のもの。写しでも可。コンソーシアムの場合は全構成員のもの。）
 - ④ 見積書
- （2） 提出方法
（1）の提出資料のデータを電子メールにて提出すること。
- （3） 提出期限
令和7年5月2日（金）17時必着

(4) その他

企画提案書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された書類については返却しない。

7 質問の受付

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年4月17日(木)から4月24日(木)17時必着

(2) 受付方法

質問票(様式4)を電子メールにて提出すること。

(3) 回答方法

企画提案参加申込書を提出した者全員に電子メールで回答する。

8 委託料上限額

5,900千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※業務実施に必要な調査費・通信費・交通費等の諸経費を含む。

9 選定方法等

(1) 企画提案等の内容について順位を決定するため、委託業務企画提案選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

(2) 選定委員会は企画提案等の内容を審査し、順位を決定するものとする。

(3) 選定に当たっては、提案者によるプレゼンテーションを実施する。ただし、提案が多数の場合は、企画提案書の内容により、プレゼンテーションを実施する団体を減らす場合がある。

(4) プレゼンテーションの方法、日時、場所は、プレゼンテーションを実施する団体に対してのみ、後日通知する。

(5) 審査の観点

次の①から⑦の項目について、傾斜配点方式を採用して審査を行う。

① 業務の実行力(業務を遂行するために必要な知識、経験、スキルを有しているか。)

② 写真や動画のクオリティ(クオリティの高い写真や動画の撮影が期待できるか。)

③ 計画、スケジュール(時宜を逃さず、タイムリーな情報発信を行うための計画策定やスケジュール管理が可能か。)

④ 独自性、先駆性(仕様書の要望以外に独自の提案や先駆的な提案があるか。)

⑤ 取組の効果(閲覧数の増加や話題性の確保に繋がる提案か。データ分析は効果が見込める提案か。)

⑥ 実施体制(事業の実施体制や担当の配置状況が明確か。必要に応じて外部の専門家と連携するなど、柔軟な体制の構築が可能か。)

- ⑦ 経費の妥当性（提案内容に対して経費が妥当であるかどうか。）
- (6) 選定終了後、7日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

10 契約締結

(1) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とし、選定委員会で最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、あらためて見積書を徴して契約を締結する。ただし、提案者の評価が一定の基準を満たしていない場合は、最優秀提案者であったとしても契約を締結しない場合がある。また、この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内で内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、9の選定方法により順位付けられた上位の者から順に契約締結の協議を行うこととする。

(2) 契約保証金

契約保証金は免除する。

11 スケジュール

(1) 公募開始

令和7年4月17日(木)

(2) 企画提案参加申込書等提出期限

令和7年4月24日(木) 17時必着

(3) 企画提案書等提出期限

令和7年5月2日(金) 17時必着

(4) 審査（プレゼンテーション20分、質疑10分）

令和7年5月上旬を予定

(5) 選定結果及び契約の締結

選定後、速やかに選定結果を通知し、協議のうえ、契約を締結する。

(6) 留意事項

契約書締結後でなければ業務に着手できないので、企画提案書作成にあたっては業務開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることを十分留意すること。

12 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、本業務公募要領、仕様書、委託契約書、その他別に定める規程等を遵守すること。

- (2) 最優秀提案者が、徳島県暴力団排除条例第6条に規定する排除の対象となったときは、当該最優秀提案者と契約を締結しないこととする。また契約後に同条例に基づく排除の対象となった場合は、原則として契約を解除する。

13 資料の提出及び問い合わせ先

〒770-0841

徳島県徳島市八百屋町2丁目7番地 徳島センタービル 7階

一般社団法人イーストとくしま観光推進機構

電話：088-678-2811

E-mail：contact@east-tokushima.jp